

# 三条市農業委員会総会議事録

日 時 令和3年7月30日 午前9時30分

場 所 三条市役所栄庁舎 3階ホール

## 会議に付した議題

- 議第 1号 農用地利用集積計画の承認について
- 議第 2号 農用地利用配分計画（案）に対する意見について
- 議第 3号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 議第 4号 事業計画変更申請について
- 議第 5号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について
- 議第 6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
- 議第 7号 三条市特別職報酬等審議会委員の推薦について
- 議第 8号 三条市環境審議会委員の推薦について
- 議第 9号 下限面積（別段面積）の設定について

## 報告事項

- 報第 1号 第2調査部会の調査結果報告について
- 報第 2号 農政対策部会の結果報告について
- 報第 3号 農用地利用集積計画（利用権設定）の解約通知について
- 報第 4号 作付変更届について
- 報第 5号 農地法第3条の3第1項の届出について
- 報第 6号 あっせん譲受等候補者名簿の登載について

## 農業委員出席委員 18名

- |                |                |
|----------------|----------------|
| 1番 山 倉 広 委員    | 2番 山 屋 和 徳 委員  |
| 3番 熊 倉 睦 委員    | 4番 栗 原 一 郎 委員  |
| 6番 坂 井 浩 行 委員  | 7番 田 邊 稔 委員    |
| 8番 捧 幸 伸 委員    | 9番 佐 藤 秀 樹 委員  |
| 10番 野 崎 文 夫 委員 | 11番 岡 崎 洋 一 委員 |
| 12番 島 影 正 幸 委員 | 13番 清 野 秀 作 委員 |
| 14番 小 林 茂 宏 委員 | 15番 佐 藤 一 富 委員 |
| 16番 三 師 満 夫 委員 | 17番 佐 藤 裕 雄 委員 |
| 18番 田 邊 敦 子 委員 | 19番 廣 川 哲 也 委員 |

## 農業委員欠席委員 1名

5 番 馬 場 良 子 委 員

推進委員出席委員 17名

飯 塚 栄三千 委員	大 口 伸 昭 委員
蒲 澤 利 嗣 委員	北 澤 正 之 委員
小 池 秀 一 委員	笹 岡 大 介 委員
高 山 弘 則 委員	長谷川 淨 二 委員
原 田 孝 一 委員	廣 川 久 一 委員
松 岡 博 一 委員	松 下 正 樹 委員
矢 代 誠 一 委員	山 谷 秀 昭 委員
吉 田 精 一 委員	吉 田 昇 委員
渡 辺 秀 人 委員	

推進委員欠席委員 1名

井 上 利 弥 委員

職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	阿 部 勝 峰
経 営 基 盤 係 係 長	上 林 裕 則
経 営 基 盤 係 主 任	長 谷 川 義 隆
経 営 基 盤 係 一 般 任 用 主 事	味 田 佐 恵 子

午前9時30分 開会及び開議

(午前9時48分 三條新聞社傍聴)

議長（野崎会長）

それでは、時間になりましたので、定例総会を開会いたします。

(挨拶 略)

これより会議に入ります。

最初に出席状況をお知らせいたします。農業委員定員19名のところ、現在員19名、出席18名、欠席1名で会議は成立いたします。

なお、議事録署名委員につきましては、定めにより私から指名をいたします。

4番、栗原一郎委員、16番、三師満夫委員を指名いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

議事に入る前に皆さんにお諮りをしたいと思います。議第1号、議事参与の制限に該当する方がいらっしゃいますが、三条市農業委員会会議規則第14条ただし書に基づき、皆様の御同意をいただいで議事を進めてまいりたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり。)

議長（野崎会長）

それでは、御同意をいただきましたので、そのように進めさせていただきます。

それでは、早速議事に入ります。

議第1号『農用地利用集積計画の承認について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（阿部事務局長）

それでは、議第1号『農用地利用集積計画の承認について』御説明いたします。

最初に、所有権移転に係る案件につきまして御説明いたします。

1ページを御覧願います。今月の申請は4件で、合計面積9,462平米であります。

なお、いずれも先ほど開催されました農地銀行運営委員会で、あっせん委員より報告いただいた案件であります。

37番は、石上三丁目地内の農地2筆、1,976平米をあっせんによる売買により取得したいものであります。価格は、10アール当たり〇〇〇円であります。

38番は、栄荻島地内の農地2筆、5,487平米をあっせんによる売買により取得したいものであります。価格は、10アール当たり〇〇〇円であります。

39番及び40番は、帯織北地内の農地1筆、999平米と帯織南地内の農地1筆、1,000平米をあっせんにより譲受人、譲渡しが相互の交換により取得するものであります。

続きまして、利用権設定に係る案件につきまして御説明いたします。

3ページを御覧願います。今月の申請は、新規設定5件、面積3万3,694平米であります。

それでは、戻りまして2ページの41番から順に説明いたします。

なお、利用権を設定する者、受ける者、契約の種類、期間及び10アール当たり賃借料につきましては記載のとおりですので、説明を省略させていただきます。

41番から3ページの44番までの4件は、相対で、それぞれ新規に利用権設定をするものであります。

41番は、曲渕三丁目地内の農地1筆、985平米。

42番は、上須頃地内の農地6筆、1,653平米。

43番は、檜山地内の農地13筆、1万8,020平米。

44番は、長野地内の農地2筆、3,378平米。

以上4件は、相対で、新規にそれぞれ利用権設定をするものであります。

45番は、大沢地内の農地8筆、9,658平米を新潟県農林公社が新規に10年間利用権設定をするものであります。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしく願いいたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入る前に、先日調査部会で調査をいただいておりますので、その結果を報告を願います。

第3調査部会長は、栗原代理の隣に着席を願います。

### 第3調査部会長（7番田邊 稔委員）

おはようございます。それでは、第3調査部会の調査結果について御報告いたします。

第3調査部会では、7月26日午前9時から厚生福祉会館第2集会室におきまして、部会員と栗原会長代理出席の下、会議を開催いたしました。

事務局より日程説明、議案説明を受け、全案件につきまして意見決定を経て、午前9時35分に閉会いたしました。

ただいま意見が求められております議第1号『農用地利用集積計画の承認について』は、所有権移転4件、新規設定5件、合計9件、面積は4万3,156平方メートルで、書類審査及び事務局からの詳細説明を受け、新潟県農林公社が利用権を設定する案件以外の8件につきましては、いずれも農地の効率的利用、農作業に常時従事すると認められることなど、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしております。また、新潟県農林公社が利用権を設定をする1件につきましても、いずれも農地中間管理事業を推進し、農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図ることから、全件承認相当といたしました。

以上です。

### 議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。御発言のある方、御発言を願います。

なお、委員の質問等の発言については、挙手をし、発言を求め、議長の許可を得てから発言をお願いいたします。

しばらくにして御発言がないようですので、お諮りをいたします。議第1号につきましては、ただいま調査部会の調査結果報告のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

### 議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認めます。

### 議長（野崎会長）

続きまして、議第2号『農用地利用配分計画（案）に対する意見について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

### 事務局（阿部事務局長）

それでは、議第2号『農用地利用配分計画（案）に対する意見について』御説明いたします。

4ページを御覧願います。今月、意見を求められている案件は、新規設定1件、面積9,658平米であります。

一番左側の番号欄の括弧内に記載しております番号は、先ほど御審議をいただきまし

た議第1号『農用地利用集積計画の承認について』に対応する番号でございます。

1番は、大沢地内の農地8筆、9,658平米は、記載の借受人に新規に貸付けをしたいとするものでございます。

なお、借受人、契約の種類、期間及び10アール当たり賃借料につきましては記載のとおりです。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会の調査結果を報告を願います。

7番、田邊稔委員。

第3調査部会長（7番田邊 稔委員）

議第2号『農用地利用配分計画（案）に対する意見について』は、新規設定1件、面積9,658平方メートルで、農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図る観点から、異議ないものと認めるという意見であります。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。御発言のある方、御発言を願います。

しばらくにして御発言がないようですので、お諮りをいたします。議第2号につきましては、ただいま調査部会の調査結果報告のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、議第2号『農用地利用配分計画（案）に対する意見について』は、農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図る観点から、異議ないものと認めることで答申します。

議長（野崎会長）

続きまして、議第3号『農地法第3条第1項の規定による許可申請について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（阿部事務局長）

それでは、議第3号『農地法第3条第1項の規定による許可申請について』御説明いたします。

7ページを御覧願います。今月の申請は2件で、合計面積1万7,186平米であります。

5ページにお戻りを願います。

5番は、栗林地内の農地1筆、502平米を経営規模の拡大を図るため、売買により取得

するものであります。価格は、10アール当たり約〇〇〇円であります。

6番は、代官島地内の農地58筆、1万6,684平米を譲渡し人が経営の若返りで設定した使用貸借契約期間が満了するため、再設定をするものであります。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会の調査結果を報告を願います。

7番、田邊稔委員。

第3調査部会長（7番田邊 稔委員）

議第3号『農地法第3条第1項の規定による許可申請について』は、売買によるもの1件、使用貸借によるもの1件、合計2件、面積1万7,186平方メートルで、書類審査及び現地確認の結果など詳細説明を受け、譲受人の経営面積や機械、労働力、技術、下限面積などの許可要件を全て満たしており、許可相当といたしました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。御発言のある方、御発言を願います。

しばらくにして御発言がないようですので、お諮りをいたします。議第3号につきましては、ただいま調査部会の調査結果報告のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認めます。

議長（野崎会長）

続きまして、議第4号『事業計画変更申請について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（阿部事務局長）

それでは、議第4号『事業計画変更申請について』御説明いたします。

8ページを御覧願います。今月の申請は1件で、面積31.77平米であります。

8番は、計画変更のみの申請で、令和3年5月31日付で農地法第5条の許可を受けた大谷地地内の農地1筆、31.77平米の一時転用について、予期せぬ工法の変更に迫られ、当初計画した一時転用の期間、令和3年6月30日までを令和3年12月31日までに変更したいものでございます。場所につきましては、いい湯らていから五十嵐川の上流約1.8キロメートル付近であります。

以上で説明を終わります。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会の調査結果を報告願います。

7番、田邊稔委員。

### 第3調査部会長（7番田邊 稔委員）

議第4号『事業計画変更申請について』は、合計件数1件、面積31.77平米で、書類審査及び現地確認結果などの詳細説明を受け、立地基準及び一般基準を満たしており、承認相当といたしました。

以上です。

### 議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。御発言のある方、御発言を願います。

しばらくにして御発言がないようですので、お諮りをいたします。議第4号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

### 議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認めます。

### 議長（野崎会長）

続きまして、議第5号『農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

### 事務局（阿部事務局長）

それでは、議第5号『農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について』御説明いたします。

9ページを御覧願います。今月の申請は3件で、合計面積239.69平米であります。

5番は、上保内地内の農地6筆、48.69平米を道路拡幅用地として利用したいものです。場所につきましては、JR信越本線保内駅東側150メートル付近で、300メートル以内に鉄道の駅があることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

6番は、長嶺地内の農地1筆、92平米を駐車場1台及び雪捨場の用地として利用したいものです。場所につきましては、広域養護老人ホーム県央寮西側270メートル付近で、住宅等が連たんする区域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

7番は、上谷地地内の農地1筆、99平米を物置1棟の用地として利用したいものです。場所につきましては、飯田小学校東側3.1キロメートル付近で、住宅等が連たんする区域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしく願います。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会の調査結果を報告を願います。

7番、田邊稔委員。

第3調査部会長（7番田邊 稔委員）

議第5号『農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について』は、合計件数3件、面積239.69平方メートルで、書類審査及び現地確認結果など詳細説明を受け、立地基準及び一般基準を満たしており、全件許可相当といたしました。

なお、新潟県農業会議への諮問につきましては不要と判断しました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。御発言のある方、御発言を願います。

しばらくにして御発言がないようですので、お諮りをいたします。議第5号につきましては、ただいま調査部会の調査結果報告のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認め、許可することといたします。

議長（野崎会長）

続きまして、議第6号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（阿部事務局長）

それでは、議第6号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について』御説明いたします。

11ページを御覧願います。今月の申請は9件で、合計面積4,128.02平米であります。

10ページをお願いします。

32番は、東裏館二丁目地内の農地1筆、983平米を売買により取得し、調剤薬局1棟、駐車場12台の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1平米当たり約〇〇〇円です。場所につきましては、第三中学校東側200メートル付近で、都市計画用途地域の第1種住居地内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されません。

33番は、荒町二丁目地内の農地1筆、459平米を賃貸借権の設定により、株式会社吉田建設が行う下水道幹線管更生工事に伴う仮事務所2棟、駐車場7台の用地として許可の日から令和4年3月31日まで一時転用地として利用したいものです。場所につきましては

は、体育文化会館北西120メートル付近で、都市計画用途地域の第1種住居地域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

34番は、上保内地内の農地2筆、252.02平米を売買により取得し、住宅1棟、駐車場2台の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1平米当たり約〇〇〇円です。場所につきましては、JR信越本線保内駅東側150メートル付近で、300メートル以内に鉄道の駅があることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

35番は、上須頃地内の農地1筆、608平米を売買により取得し、宅地分譲2区画及び道路の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1平米当たり約〇〇〇円です。場所につきましては、須頃小学校北側180メートル付近で、都市計画用途地域の第1種住居地域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

36番は、大島地内の農地1筆、264平米を売買により取得し、住宅1棟、駐車場2台の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1平米当たり約〇〇〇円です。場所につきましては、大島小学校西側250メートル付近で、住宅等が連たんする区域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

37番は、代官島地内の農地2筆、386平米を使用貸借権の設定により住宅1棟、駐車場4台の用地として利用したいものです。場所につきましては、大島小学校北東50メートル付近で、住宅等が連たんする区域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

38番は、福島新田地内の農地1筆、224平米を売買により取得し、既存宅地972.56平米と一体利用し、住宅1棟、カーポート3棟の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1平米当たり約〇〇〇円です。場所につきましては、福多郵便局東側160メートル付近で、住宅等が連たんする区域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

39番は、福島新田地内の農地4筆、759平米を賃貸借権の設定により格納庫1棟、駐車場6台の用地として利用したいものです。場所につきましては、清掃センター南側520メートル付近で、住宅等が連たんする区域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

40番は、西本成寺一丁目地内の農地1筆、193平米を公売により取得し、宅地分譲1区画の農地として利用したいものです。土地の売買価格は、1平米当たり約〇〇〇円です。本件は、4月総会の附帯決議によりまして、6月18日付で許可済みであります。

以上で説明は終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会の調査結果を報告を願います。

7番、田邊稔委員。

第3調査部会長（7番田邊 稔委員）

議第6号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について』は、合

計件数9件、面積4,128.02平方メートルで、書類審査及び現地確認結果など詳細説明を受け、いずれも立地基準及び一般基準を満たしており、全件許可相当といたしました。

なお、新潟県農業会議への諮問につきましては不要と判断いたしました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。御発言のある方、御発言を願います。

しばらくにして御発言がないようですので、お諮りをいたします。議第6号につきましては、ただいま調査部会の調査結果報告のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認めます。全件許可とすることといたします。

それでは、田邊部会長、大変御苦労さまでした。

議長（野崎会長）

続きまして、議第7号『三条市特別職報酬等審議会委員の推薦について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（阿部事務局長）

それでは、議第7号『三条市特別職報酬等審議会委員の推薦について』御説明いたします。

12ページの議第7号参考を御覧ください。

三条市特別職報酬等審議会は、市長の諮問に応じ、議会の議員の議員報酬の額並びに市長、副市長及び教育長の給料の額並びに政務活動費の額を審議する組織でございます。

現在、10番、野崎文夫委員に審議会委員になっていただいておりますが、任期が11月30日に満了となることから、新たに委員1名の推薦依頼が参っているところでございます。任期は2年でございます。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

三条市特別職報酬等審議会委員1名については、いかが取り計らったらよいか、休憩をして自由な意見交換をお願いいたします。

しばらくの間休憩いたします。

（午前10時01分から午前10時04分まで休憩）

議長（野崎会長）

議会を再開いたします。

ただいまの意見交換につきまして、異議なしという意見でございますので、よって休

息中の意見交換に基づき、18番、田邊敦子委員を推薦することで御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議長(野崎会長)

異議ないものと認め、18番、田邊敦子委員を推薦をいたします。

議長(野崎会長)

続きまして、議第8号『三条市環境審議会委員の推薦について』を議題といたします。  
事務局、説明願います。

事務局(阿部事務局長)

それでは、議第8号『三条市環境審議会委員の推薦について』御説明いたします。  
13ページの議第8号参考を御覧ください。

同審議会は、三条市における環境の保全並びに創造に関する施策を計画的に推進し、  
現在及び将来の市民の健康で文化的な生活を確保するために設置されたものであり、地  
域環境総合計画の策定及び変更に関する審議やその他市長の諮問に応じ、環境の保全及  
び創造に関する重要事項を審議する組織であります。

現在、3番、熊倉睦委員に審議会委員になっていただいておりますが、  
任期が8月9日に満了することから、新たに委員1名の推薦依頼が参っているところ  
でございます。任期は2年でございます。

以上です。

議長(野崎会長)

ありがとうございました。

三条市環境審議会委員1名については、いかが取り計らったらよいか、休憩をして自  
由な意見交換をお願いいたします。

しばらくの間休憩をいたします。

(午前10時06分から午前10時08分まで休憩)

議長(野崎会長)

議会を再開いたします。

休息中の意見交換に基づき、熊倉睦委員が留任することで御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議長(野崎会長)

それでは、異議ないものと認め、3番、熊倉睦委員を推薦いたしますので、よろしく  
お願いいたします。

議長(野崎会長)

以上で提出された議題は全て終了いたしました。この際お諮りいたします。

本日配付の議第9号『下限面積(別段面積)の設定について』を追加したいと思いま  
すが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議長（野崎会長）

はい。

19番（廣川哲也委員）

19番、廣川です。議題で追加されるということは、今日決めるということでございますんで、そうしますと前回の総会からの話からすると非常に流れにそごがあるんじゃないかと思います。

議長（野崎会長）

今日決めるものではございません。

19番（廣川哲也委員）

議案で出されれば、採否を採るわけじゃないですか。

議長（野崎会長）

皆さんの意見を聞くだけでございます。

19番（廣川哲也委員）

意見を聞くんであれば、議題にしなければいいんじゃないですか。

議長（野崎会長）

やっぱり議案です。議題です。これ大事な問題でございますので、勘違いしないでください。

19番（廣川哲也委員）

じゃ、これは継続審議にしますというようなものでもよろしいんですか。

議長（野崎会長）

そういうふうに理解していただければよろしいかと思います。

19番（廣川哲也委員）

それなら結構でございます。

議長（野崎会長）

御異議ないものと認め、追加することといたします。

議長（野崎会長）

さらに、直ちに議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（阿部事務局長）

『下限面積（別段面積）の設定について』御説明いたします。

議案書2ページを御覧ください。下限面積を見直す背景です。農家の後継者不足等に伴い、課題が山積しております。遊休農地の増加、販売農家の減少、空き家の増加など、農林業センサスなどからうかがえます。これら課題に対応するため、特効薬となる対応策は難しいところでございますが、様々な対策を積み上げていく必要があるかと思えます。その1つとして、①、面積要件を緩和して、新規就農者の増加を促すこと、また②として空き家対策という政策的な要因もありますが、空き家に付随する農地の取得要件を引き下げることによって移住、定住を推進することが可能かと考えられます。これら面積

要件の見直しにつきましては、協議、検討するためのたたき台として事務局案をさきの農政対策部会にお示ししましたので、その内容についてこの場で提示するものでございます。

農地法第3条に係る農地取得の面積要件について、農地法施行規則第17条により農業委員会が引き下げることが可能となっていることにつきましては、先月の総会で御説明をしたとおりでございます。これを受けて、3ページです。事務局から提示した案といたしましては、地域の区分はせず、市内全域を対象として、表にあるとおり、1番、新規参入、通常の農地取得における下限面積を現状の50アールから30アールに引き下げ、下段の②、農地つき空き家を取得する際の下限面積を1アールで設定してはどうかというものでございます。30アールの設定理由といたしましては、表にあるとおり農林業センサスにおきまして、経営面積30アール以上の農家を販売農家として位置づけられていることから、一つの区分として30アールを設定するもので、これにより期待される効果としましては自立的農家の増加促進や遊休農地の解消につながるものと期待されるものでございます。1アールの設定理由としましては、1アール未満の取引がないことや住宅地に付随するごく小面積の農地は農地法の適用を受けない旨の通知があることなどから、ごく小面積を1アール未満と捉え、1アールで設定するもので、効果としましては農地つき空き家の取引の活発化や新規就農者にとっては住宅と農地を確保しやすくなることなどが挙げられます。

参考といたしまして、4ページ、空き家に付随した農地の取扱いフローチャート(案)を掲載しています。1番として、事前相談を経て、農地つき空き家の所有者は、まず空き家バンクの登録申請、併せて別段面積を定める区域の指定申請を地域経営課に提出します。農業委員会では、区域の指定申請書を受理し、申請に基づく現地の調査を行い、総会にお諮りして区域を指定、または未指定とします。指定された後、農地つき空き家として空き家バンクに登録していただきます。空き家バンクを介して譲受け希望者が出た場合、2の農地取得方法のフローにより手続をお願いします。譲受け者が下限面積をクリアしていない方であれば、フローの右側にあるように耕作する旨の誓約書や農地利用計画書等を添付の上、当委員会に申請いただき、総会で審議の上、許可、不許可を決定するイメージであります。

5ページ以降、県内他市の設定状況を掲載しています。6月の資料にも掲載しており、再掲したものでございますが、別段面積を設定しない自治体も追加いたしました。右側の公示日が空欄の三条、加茂、五泉等は設定していない自治体となります。燕市について、空き家とセットで0.1の設定がありますが、セットでない場合の別段面積ではなく、50のままです。ちょっと分かりにくかったので、口頭で補足させていただきます。

なお、設定済みの他市の例を聞きますと、例えば見附、燕市では空き家とセットで取得する事例は最近それぞれ1件あったと聞いておりますし、50を引き下げているところでは引き下げたことによる支障についてはないということで、さらに一部ではもっと下げているという声もあるとの話をお聞きしました。

1ページをお願いします。以上を踏まえ、別段面積の案、30アールと空き家つき1ア

ールの案をお示したところでございます。

最後に、この際訂正をお願いします。6月の総会で捧委員から新規設定者に対してあつせんの対象にならないかとお問いがありましたが、あつせん基準面積以下であっても、新規就農希望者で農業経営意欲が極めて高く、かつ農業経営に要する資本、装備を拡充するなど農用地等を効率的に利用することが確実と認められる場合は経営基準面積相当とみなす扱いとなっておりますので、訂正させていただきます。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入る前に、先日農政対策部会の審査をいただいておりますので、その結果を報告を願います。

農政対策部会長、栗原代理の隣に着席願います。

3番、熊倉睦委員。

農政対策部会長（3番熊倉 睦委員）

皆さん、おはようございます。それでは、農政対策部会の報告事項を皆さんに説明したいと思います。

農政対策部会は、7月の20日午後1時半から厚生会館2階集会室において、野崎会長、栗原代理に出席をいただきまして開催いたしました。

事務局から下限面積緩和についての説明を受け、農政対策部会で協議した結果、事務局から提示した案を農政対策部会案として総会に諮ることに決定いたしました。今日、先ほど第9号議案で上げた内容であります。また、下限面積の緩和について、農地あつせんのときに係る経営面積を見直ししてはもらえないかという意見もありましたので、今日ここに一緒に提案させていただきたいと思っております。三条では16反、栄で18反、下田では11反ということとなっておりますが、それもっと下げてくださいという意見も前々からあったので、ここに提案させていただきます。

以上で報告を終わります。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

今ほど農政対策部会において、あつせんに係る面積要件についても見直しを求める発言があったような報告がありましたが、議事の進行上、まずは議第9号の農地法第3条に係る下限面積について、委員の皆様から御意見を伺いたいと思っております。議第9号の審議終了後、あつせんに係る面積要件についての御意見をお聞かせ願いたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

それでは、農地法第3条に係る下限面積についてです。この件につきまして、先月の総会でも意見がありましたように、本案をたたき台として、広く委員の皆様からこの総会において意見をいただきながら進めて、考えていきたいと思っております。議案については

賛成、反対だけでなく、どうすべきか、しないほうがいいのか、皆様から意見を願います。御意見ありますか。

19番、廣川委員。

19番（廣川哲也委員）

19番、廣川です。農地法施行規則第19条の第2項の適用については、事務局案であれば30アールということで別段面積を設定するということではありますが、私としては燕市の設定していると同様に、別段面積は設定せず、50アールを維持し、空き家バンクについては0.1アールとする。なお、新規就農を促進する意味合いから、例えば市に新規就農計画を提出し、認められた農地に限り、空き家バンクに設定した別段面積と同様に0.1アールというふうにしたほうがよろしいのではないかとすることを提案したいと思いますし、また非常に問題になるのが悪意を持った申請をどのように見極めていくのかと。今事務局においては、体裁が整っていた提出書類については認めざるを得ないという状況で、後々チェックをするという体制が取れていないというふうに見受けられますので、その辺も併せて決めていかなければ軽々に設定を変えることは難しいでしょうし、今までどおりで進めていくとしても、やはり悪意のある申請をどのようにチェックをしていくかという体制をこの際つくらなければならないんじゃないかということで提案をさせていただきます。

議長（野崎会長）

今廣川委員さんのほうより提案が出ましたが、それを踏まえてまた農対で検討していかなければならないかと思しますので、熊倉委員さん、何か。

農政対策部会長（3番熊倉 睦委員）

農対で検討します。

議長（野崎会長）

岡崎委員。

11番（岡崎洋一委員）

11番の岡崎です。この下限面積の関係は、今廣川さんおっしゃったような先回の総会のたたき上げ、農政対策部会でたたくということで、今日は決定ということはないと思うんですけども、1つ気になるのは、前にも申し上げたんですが、新規参入を促進するために下限面積を下げることだと思います。要するに簡単に言うとゼロの人が、悪いように取れば企業の方が個人名で農家やりますと。5反借りなきゃいけないのを3反で済むわけです。その後にもまた今言われたように転用等が出る可能性もないわけじゃない部分がありますんで、現行、個人的な意見としてはある程度面積を持っていて、5反以上あればいいという現行の下限面積ですが、新規就農するにしても、それぐらいの面積が必要ではないかというふうに考えられます。

もう一点、空き家の1アールなんですけど、これ栄地区でもありますが、大体空き家に附帯する畑地ですけど、現状ですが、100平米、30坪以上のところがほとんど売りに出されているわけです。そうすると、残りの例えば2アールあったとか3アールあったとかという分は、これは下限の1アールを超えるわけですけども、その辺の空き家バン

クへは当然登録されるわけですが、その扱いはどうなるのかちょっと聞かせていただきたいです。

事務局（阿部事務局長）

すみません。確認ですけども、残りの1アール、2アールというのはどういうことでしょうか。

11番（岡崎洋一委員）

空き家に附帯する農地が1アールということですよ、言われるのは。1アール以上の部分も当然あるわけですよ。例えば後継ぎかいないため空き家になっているとかというところは畑が附帯して、住宅に付随しているわけじゃないですか。それが1アール未満であれば大丈夫ですよということなんでしょう。

事務局（阿部事務局長）

1アール以上あれば一緒に買って、農地を取得できます。

11番（岡崎洋一委員）

1アール以上であれば。1アール未満の場合はどうなんですか。それは、もう農地扱いたくないということなんですか。

事務局（阿部事務局長）

はい。農地法の適用を受けないという通知もあります。

11番（岡崎洋一委員）

そうすると、1アールを超えるものについては、例えば200平米あっても、300平米あってもこれに該当するということなんですか。

事務局（阿部事務局長）

はい。

11番（岡崎洋一委員）

それであれば分かります。

議長（野崎会長）

渡辺委員さん。

推18番（渡辺秀人委員）

18番、渡辺です。ちょっと教えていただきたいんですけども、今全国的に空き家対策問題になっているんですけど、資料の④の中に区域の指定申請という言葉書いてあるんですけども、空き家対策のフローチャートのある場所ですね。区域の指定という考え方は、三条市、下田、栄という考え方なんですか。それとも、三条市であればそういうんじゃないくて、これ5つの村が合併したもんだから、大崎、大島、本成寺、それらの考え方で分けるのか、その区域という指定のところ教えていただきたいと思います。

事務局（上林経営基盤係係長）

今の内容なんですけれども、今事務局の案では市内全域は30アール、ただし空き家農地を取得する場合には、空き家の住所が例えばこちら三条市新堀の何番だったとした場合はその部分を指定させていただく。住宅と農地が併存しているその位置を特定して、1アール以上というような形で指定をさせていただくというようなことで、

ほかの市町村でも取扱いをさせていただいておりました、イメージとしてはそのような形で考えております。

議長（野崎会長）

渡辺さん、よろしいですか。

事務局（阿部事務局長）

補足すると、申請のあった土地について、例えば空き家つきの農地で1アールの畑が残っていましたとすれば、その1アールについて指定します。そのことが区域の指定と言っています。それで売買終われば区域の指定を外しますので、その土地についてどんな方にでも売買できるということではなくなる。あくまでも空き家とセットの1アールについてを指定して、売買が終われば外すと。空き家の取引のためだけの許可という、区域の指定です。

議長（野崎会長）

廣川委員さん。

19番（廣川哲也委員）

19番、廣川です。確認をさせてもらいたいんですが、三条市空き家バンクに登録される空き家に附属した農地という、この附属の意味合いですけれども、空き家の要するに一部という考え方なのか、取引に関係して、ほかに田んぼがあったよなんていうときも含まれるかどうか、その点を確認させてもらいたい。

事務局（阿部事務局長）

運用の話になるかと思うんですが、他市の例からすれば、接しているような畑だとももちろん一部になるかと思いますが、一体的と捉える中で、例えば住宅から200メートル以内、一輪車押して作業できるなどというような範囲の農地については空き家つき農地と捉えています。例えば、2キロも3キロも離れているような畑についても一体でということにはしない運用を考えております。

議長（野崎会長）

廣川さん。

19番（廣川哲也委員）

よく分かりました。そういうことであればその辺を規定した運用マニュアル等をお示しをいただかないと、それを代々引き継いでいっていただきませんと、その都度その都度取扱いが変わるといようなことになっても困るかと思しますので、そこら辺も併せて御提案をいただきたいと思います。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。ほかに御意見ございませんか。

私のほうから1点意見というんですか、考え方を示していきたいと思います。というのは、先ほど岡崎委員さんが言われました新規参入についてなんですが、実際三条市には新規参入したいという企業があります。でも、農地が取得されていない。簡単に言えば借りているような状況でございます。というのは、そこは食品メーカーです。食品メーカーさんが野菜を作って、自分のところで、今まで依頼をしていたんですが、依頼農

家が高齢化のため、もうやめざるを得ないという形の中で自分たちでやっていかんければならないということで、農地を貸していただけたところはないかということで、二、三年前から話は出ていたんです。私が動いて、貸してもいいという方がおられましたので、そこを貸して、今現在野菜を作っているわけでございます。なかなか私も時々見ているんですが、なかなか大したもんだなと。前北越農振にいた従業員の方が退職されて、技術屋として雇用されているわけでございます。なかなか我々が、プロが作っても、こういったような品物作れないなと思っているんですが、感心して見ていたわけでございます。やはりこれから新規参入というものに対して考えていかなければならないと思っています。新規参入が今のところでは条件がありません。ないというんですか、借り受けることはできません。借りやすいように今後やっぱりしていかなければならないんじゃないかなと思っています。最低でも20でも30でも所有、耕作できるような対応をしてやっていかなければならないのではないかな。そこからまた新規、規模拡大ということを図っていかなければならないかなと思って、私は冗談で、どうせだったらすっかりこの辺の農地借り受けて、2町歩ぐらい借りたらどうかと言って冗談で言いましたが、いや、そんなに多く作付できないと。収穫作業がもうほとんどシルバーです。シルバーで雇っているわけで、もう利益上がっているのか損しているのか分かりませんが、一生懸命にやっているような状況でございます。新規参入といっても、雑にやっている企業もあれば、また真面目に取り組んで、排水、用水路をきちっと管理して、雑草の草刈りとかいろいろ小まめにやっているところでもあります。そういったような企業を優遇してやるのも一つの方法ではないかなと思って考えている次第でございます。そういったようなことで、私意見を述べさせていただいたわけでございます。それについてもやはり農対のほうでも考えをまとめていただければなと思っていますので、どうかよろしく願います。

そして、先ほどから廣川委員さんが申されていた誰でもが農地買いやすいような状況をつくってやってくれと、観点はそこなんだろうが、実際のところ私は今田んぼのあっせん結構やっているわけなんです、売手が結構います。買手はいません。買手いないというのは、もうこれ以上田んぼ買う必要がないんだと、金があっても田んぼは買わんたっていいというような、要件満たしていても、田んぼ買わないという農家増えてきております。要請は、みんな私のほうに来ます。責任取らざるを得ないなと思っています。現に口の悪い言い方なんだろうが、実際のところやはり売りたい人が金が欲しい、幾らでもいいから売ってくれと。じゃ、買う人は幾らでもいいと言われても、そんな金どこから出すんだよ、その金があったら家族全員でごちそう食って、今海外旅行も行かれることはできませんが、家族全員海外旅行連れていったほうがいいというような話しぶりです。そういったような状況で、余談ですが、実際下限面積を変更したところでも買う農家が出てくるかと言われるとちょっと疑問視ですが、三条市全体の農業活性化を図るためにもやっぱり下限面積というのは必要ではないかなと思って考えているわけでございます。ちょっと矛盾した考え方でございますが、実際のところそういう現況です。その現況を踏まえた中で我々農業委員、推進委員は結論出していかなければならないか

なと思っています。

そういったようなことで、今日あと意見出されるような雰囲気もございませんので、この件につきましては、9号議案につきましては、下限面積については皆さんの意見を尊重しながら、農対のほうで決定というんだか、案をつくっていきたいと思います。そういうことでよろしく御理解のほどお願い申し上げます。

そういうことで、引き続き協議、検討を要するものと感じておりますが、ここで継続審査と決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議長(野崎会長)

それでは、異議ないものということで、継続審議させていただきます。

議長(野崎会長)

続きまして、議第9号に関連して、あっせんに係る面積要件の見直しについて御意見をお聞きいたしますので、よろしくお願いいたします。

御発言のある方、御発言を願います。

9番、佐藤委員。

9番(佐藤秀樹委員)

9番、佐藤です。先ほどちょっと言っていたんですけども、農地のあっせん面積の件なんですけども、現在栄地区が180アールで旧下田地区が110アールなんですけども、実際農地のあっせんに当たってみると栄地区が180ということで、なかなかハードルが高いと感じてきました。それで、現在状況を考えると、この面積も下げたほうがいいんじゃないかと。三条地区の方も現在150アールを下げてもらいたいという意見も聞いておりますので、今三条と栄地区が30アールの差がありますけども、この差をもうなくしてもいいんじゃないかと思えます。それで、130アールぐらいに下げてもいいんじゃないかと思うんですけども、皆さんいかがでしょうか。

議長(野崎会長)

分かりました。私も佐藤委員の意見に大賛成でございます。私がまとめるわけございませんので、農対のほうでまた検討、継続審議させていただきますので、よろしくお願いいたします。

廣川委員。

19番(廣川哲也委員)

今の面積について、特段の縛りがないのであればなくしていただきたいと。実際的にあっせんする際に隣の人をお願いをするケースが多いかと思うんです。そうしますと、隣の人がどのぐらいの面積だと、1町を超えているなんていう人じゃないというときに、それは駄目ですよという話になると話が進まないと思います。そもそもこの面積要件があったのは、やり手が多くて、集積を進めなくちゃいけないというときに、そういう面積の制限をつけて、大規模農家を育成するためということですから、今のあっせんの状況と前の面積を設定したという条件が全く違うわけですから、とにかく遺産相続をし

たりなんかのときに土地が空かないようにあっせんを進めるために、少しでも制限のあるものについては緩和をすべき、撤廃をすべきだと思いますので、そこら辺を含めて、法的にそれは駄目なんですよということがあればそれは別でしょうけども、法的に問題がなければ180を120にしてみたりの考え方でなくて、どうやったら一番いいのかという視点で考えて、検討していただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

議長（野崎会長）

分かりました。その件につきましても農対のほうで審議させていただきますので、どうかよろしく願いいたします。

ちなみに、この制度を立ち上げたというのは、私の記憶の中で、私も当時田んぼを購入していたわけでございます。昭和50年代頃か、やっぱり隔たりがありました。栄地区、下田地区、農業委員会が恐らく合併した当初だと思えます。そのときになぜそういう数字を出したのかというふう聞いたことがあります。その辺岡崎さんはよく御存じだかと思えますが、岡崎さんに今意見求めませんので、よろしく願いいたします。そういうことで、これはなぜそういう基準を定めたかといいますと、私の記憶の中では田んぼの高騰を防ぐために出した数字なんだと。そのときはバブルが、すごく景気がいい状況で、うちはその恩恵を被ってきたわけでございます。ちょっと余談話になるんですが、代替で田んぼを買い求めていきました。大体1町歩ぐらい買っていたような記憶もございません。上手に買って、礼金に影響ないように購入していたわけでございます。そういったような状況を踏まえて、もう売手は誰々が買うんだから、幾ら幾らでなければ駄目だと。今逆です、正直言いますと。今は売手市場、買手市場なんていいますが、前はその時点では売手市場です。そういったようなことで、やっぱり面積の要件を蓄えておいたほうがいいんじゃないかということの中で設定したものと私は聞いております。そういったような、その時代と今の時代は全然違いますので、やはりこれからは今の農業情勢に合った面積要件をつくっていかなければならないのではないかなと思って考えている次第でございます。私の余談でございますが、私ばかりしゃべったって話になりませんので、皆様のほうで何か御意見ございましたら。

廣川委員。

19番（廣川哲也委員）

すみません。今ちょっと三条市農地銀行規定を見ておりましたら適正化あっせん基準というのがあるようで、その辺も含めて見直しをしなければ、面積だけのことではないんじゃないかなというのが1点でございますし、前1つ問題になったのは対象面積の取扱いです。5アール以上という縛りがありますんで、その縛りもなくしていかないと、いざ変えたときに半端な農地が残ってしまうなんていうことがあり得ますので、そこら辺を含めて基準の見直し、適正化をお願いしたいと思えます。

議長（野崎会長）

ほかにないようですので、大方御意見が出たようですので、今ほどの御意見を踏まえ、本件についても農政対策部会におきまして協議、検討いただくことにしたいと思います。御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議長（野崎会長）

異議ないものと認め、本件についても農政対策部会で協議、検討いただくことにいたします。農政対策部会長、ひとつよろしくお願い申し上げます。

議長（野崎会長）

報告事項に移ります。

報第1号につきましては、ただいま議事の中で報告いただいておりますので、省略をいたします。

それでは、報第2号『農政対策部会の結果報告について』、農政対策部会長より報告をお願いいたします。

農政対策部会長（3番熊倉 睦委員）

農政対策部会は、7月20日午後1時半から厚生会館第2集会室において、野崎会長、栗原会長代理の出席の下、開催いたしました。

議題は、6月30日の農業委員会総会でも出ました下限面積について、令和3年度利用調査について、令和3年度作況調査についてであります。

まず、下限面積については先ほど第9号で審議いただきましたとおりでございます。

次に、利用調査について報告いたします。平成28年の改正農業委員会法施行により、農地利用最適化農業委員会業務についても必須化され、併せて遊休農地に対する固定資産税が強化されました。そんなことから農地の利用調整を図るために着実な取組が求められております。こうした改正の目的を踏まえ、遊休農地の実態把握、発生防止、解消及び農地の違反転用等を確認するために農地パトロールするものとします。それで、今年度の調査は本日午後からと10月29日の2回を総会後に実施することといたしました。

本日の調査の内容については、遊休農地、前年度の農地法第3条の許可における耕作状況について、また本日は午後1時から三条地区の委員は厚生福社会館第2会議室、栄地区の委員は栄庁舎1階多目的室、下田地区の委員は産業開発センター2階201会議室に集合していただきたいと思っております。各会場において、事務局からパトロール方法について説明を受けた後、担当地域のパトロールを行っていきたいと思っております。また、細かい内容等事務局の説明を受けながら実施したいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、作況調査についての報告でございますが、今年度作況調査は、昨年同様、圃場巡回ということで調査をしたいと思っております。各委員から記録用紙等に作況や予想収量などを記録いただきまして、8月31日、総会後といたしました。作況調査を行う圃場は、三条地区2か所、栄地区、下田地区はそれぞれ1か所を実施することに決まりました。調査後は作況調査検討委員会を実施したいと思っております。詳しい内容は、後日事務局から内容が送られてくると思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上で農政対策部会の結果報告を終わります。以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、報告の中で御質問がございましたら御発言いただきたいと思います。

なお、説明されているときには私語を慎んでいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

御意見ございませんか。

御発言がないようですので、報第2号『農政対策部会の結果報告について』終了いたします。

農政対策部会長は、自席へお戻りください。どうも御苦労さまでした。

議長（野崎会長）

続きまして、報第3号から報第6号まで、続けて事務局より報告を願います。

事務局（阿部事務局長）

（別添報告書により説明）

議長（野崎会長）

どうもありがとうございました。

ただいま報告の中で御質問がございましたら、御発言をいただきたいと思います。

しばらくにして御発言がないようですので、報告事項を終わります。

議長（野崎会長）

続きまして、来月の調査部会開催案内をお願いいたします。

第1調査部会長、9番、佐藤秀樹委員。

第1調査部会長（9番佐藤秀樹委員）

来月は、第1調査部会の当番でございます。8月25日午前9時から厚生会館第2集會室で會議を開催いたします。関係委員は出席をお願いします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

なお、来月の総会は31日午前9時半開会を予定しております。

それでは、長時間にわたって御審議いただきましてありがとうございました。

以上をもちまして定例総会を閉会いたします。

午前11時12分 閉会

会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するために、ここに署名する。

三条市農業委員会会長

---

議事録署名委員（ 4 番）

---

議事録署名委員（ 1 6 番）

---